

幼児教育の無償化に関する概要

◆無償化対象者は

3歳児から5歳児（小学校就学前）までのお子様

◆無償化の対象となる費用は

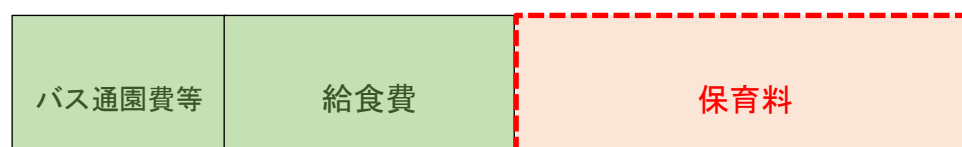
○従来（9月まで）

保護者負担



○無償化後（10月から）

保護者負担



給食費とバス通園費等は、引き続き保護者の負担となります。

保育料が無償化の対象となります。

注意 1

これまで徴収していた教材費・PTA会費・絵本代等は、保護者負担となります。

注意 2

年収360万円未満相当世帯のお子様および全ての世帯の第3子以降のお子様は、副食費（おかず・牛乳）の費用は原則として免除となります。なお、主食費（ごはん・パン）は保護者負担となります。

◆必要な手続きは

現在、公立幼稚園を利用しているお子様は、新たな手続きは必要ありません。

◆その他

保育の必要性が認められて給付認定を受けた方は、必要な期間に限り認可外保育施設や一時預かり事業等の利用が無償化の対象となります。

月額11,300円を上限に利用料が無償化

対象者

◎保育の必要性が認められる3歳児～5歳児

保育の必要性

◎保育の必要性が認められるのは、以下のいずれかの事由に該当する場合で、必要な期間に限ります。

注)「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」の提出が必要となります。

希望される予定の方は、学務課までお問い合わせください。(33-4704)

【認定事由の一覧】

事由	状況
就労	居宅内・外で就労をしている場合(月60時間以上)
出産	原則として、出産予定日の概ね2か月前から、出産後8週経過した日の翌日の属する月の末日まで
保護者の疾病	保育に支障をきたす病気、ケガまたは障がいがある場合
介護看護	同居(または長期入院等している)親族を常時介護・看護している場合(月60時間以上)
災害復旧	火災、風水害等による災害の復旧に当たる場合
求職活動	求職または開業予定の場合(認定後90日以内に就労すること)
就学	就学又は職業訓練校等の職業訓練の場合(月60時間以上)
虐待DV	虐待やDVのおそれがある場合
育児休業	当該育児休業に係る子どもの1歳の誕生日の属する年度の末日まで
その他	上記に類する場合などで、市が認める場合

対象施設・事業

◎認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等
☆・☆

【注意点】

◎利用料は、市から保護者の方への償還払いとなります。利用料を施設等に支払った後、ご自身で市に必要書類を提出して請求します。

問い合わせ先 印西市 教育部学務課